

## 第6回「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」

### 意見の概要

開催日時：平成27年6月5日（金）13：00～15：00

（本意見の概要は行政も含む出席者から出た意見を掲載しています）

#### ■意見の概要

##### ○総論「良好な景観形成を進める上での基本的な考え方について」

- ・「景域」という言葉が出てきたことは、懇談会の成果の一つであると思う。ただし、その定義や使われ方については、誤解を与えないようにした方がよい。
- ・景域やストーリーという言葉については、読み手に誤解を与えないよう説明が必要。また、景域を設定すること自体が地域のストーリーを構築することにつながると考えると、景域という概念にストーリーが含まれているのではないか。
- ・世界遺産では、価値説明のストーリーという言葉が使われている。報告書でも、ストーリーという言葉については、何のストーリーなのかを誤解なく伝えられる表現にした方がよい。
- ・景観の現状と将来を考える上で、まちが変化していることを踏まえることが大切である。景域という概念には時間軸も含まれている。
- ・景観を要素に分解し記載しているが、要素毎に取り組んでも景観がよくなるわけではない。
- ・景域という景観のとらえ方を示すことは大切であるが、景域を景観計画に導入することで、現在ある景観計画の自由度が失われることが無いよう注意が必要。
- ・総論のポイントは、地域の地形、自然、歴史、文化等により成り立ってきた景観の価値を、景域ごとに明らかにし、今後あるものは保全し、あるものは創出するというシナリオをつくっていくという姿勢をしめすことではないか。
- ・景域には、地勢や気候などのエコロジカルな要素と、歴史や文化など地域のアイデンティティにつながる部分が含まれていることを意識する必要がある。
- ・景域については、重要文化的景観の考え方の中にも景域という捉え方があるので、これを参考にできるとよい。
- ・懇談会の名にもある「日本らしく美しい景観づくり」についても、総論で触れられるとよい。
- ・懇談会という性格を踏まえると、報告書では細かい施策の方向性を示すのではなく、大きな方針を示す必要がある。

##### ○論点1「広域的観点からの都道府県の調整機能等について」

- ・論点1のタイトルは、「広域的景観の保全」くらいの内容とし、問題認識と方向性を示すくらいでよいのではないか。
- ・景域マスタープランは広域行政にまたがるべきか、一つの地方自治体内で収まっても構わない概念なのか。
- ・都道府県と国の役割しか記載されていないが、複数の市町村が都道府県をまたいで連携することもありえるのではないか。
- ・富士山の景観に関して、静岡と山梨では取り組む姿勢が異なる。連携といった際、同じ取組

みをする場合や、内容は違うけれども同じ方向性を実現する取組みを行う場合などがある。

- ・都道府県の区域を越えて、隣接市町村で連携することもあり得る。
- ・市町村により熱意が異なる場合や、景観行政団体になっていない場合など、都道府県が広域的にまとめる役割はある。
- ・広域調整のスタンスとしては、地方分権の流れを崩すものでなく、都道府県より市町村の連携を重視したい。市町村の考えを認めつつ、場合によっては都道府県が音頭を取るくらいであると素直に記載してはどうか。
- ・複数の市町村や都道府県で計画を策定しても運用されないという状況を踏まえると、運用において連携して取り組むための組織をつくった方がよいのではないか。

### ○論点2「景観協議のあり方について」

- ・論点2のタイトルは「創造的な景観協議のあり方」といった、もう少し幅広い方向性を示すものがよいのではないか。
- ・現状の問題意識についての記載が少ない。景観行政に取り組む自治体を後押しできるよう、何を改善しようと思っているのか、もう少しはっきり記載した方がよい。
- ・事前協議の必要性について、より詳しく示したほうがよい。現場において、実際には変更命令は活用されていない中、届出・勧告による運用の中でより良いものをつくるため、定性基準の解釈の幅をどのように判断するのかに時間を要している。
- ・景観協議が創造的なものでばかりでない現状について記載するとともに、できるだけ早い段階から景観協議を行う必要性や、判断する技術や手法の必要性、協議に参加する主体などについて、事例等を交えつつ、ある程度示すことが重要ではないか。
- ・現場では、建築確認の民間審査と景観の届出制度との関係性が問題になっており、この部分について示してもらいたい。
- ・人材育成を図るということに関して、景観主事のような専属のポストなどをつくることも一つの方法ではないか。現状の人員配置のみでは上手くいっていない状況を記載できないか。
- ・自治体では、景観行政が都市計画部局の担当となっていることが多く、また景観協議では基準やガイドライン等だけを確認しながら規制誘導を行うことが主流となっている。土地利用全体、景域全体を見て景観の差配をできる人を育成するべきではないか。
- ・行政において、景観に関するポストをつくれれば上手くいくかは検討の余地がある。建築主事は基準に照らし合わせてネガティブチェックをするものだが、景観については判断の基準が一律でなく、一人のポストが判断できるものではない。各分野のアドバイザーの意見をしっかり受け止めることのできる担当者を育成することが現実的には大事ではないか。
- ・景観協議に関して、事業者の倫理観に問題があることも少なくない。景観は社会的に考えなければいけない。事前協議を法定化するという中には、外部の目にさらすというプロセスが大事ではないか。

### ○論点3「景観を資産として捉えることによる地域価値の向上について」

- ・景観や景域のもつ価値についてもっと記載してはどうか。
- ・景観の価値を考える場合、国民の道徳観が大事な部分である。この部分が抜け落ちてしまう

と、来訪者数の増加や集客力の向上といった観光施策の方に偏ってしまう。良好な景観は、地域で暮らす人々の誇りであり、アイデンティティである。また、都市の競争力の向上にも資するものでもある。

- ・空き家は住宅と捉えられがちであるが、都市のコンパクト化が進む場合に、放棄された大規模店舗や工場、コンテナ等も発生する。建築物や工作物を幅広く捉えたほうがよいのではないか。
- ・物件の堆積や土地形質の変更に対する景観の取組み、また農業や漁業、林業など都市的ではないものに対してもっと景観の重要性を示すべき。
- ・ドイツなどでは、景観を保全する観点から生業を守るという考えがなされている。農業についても、まず景観が第一で、食料生産が第二となっているようだ。
- ・生業・祭事・伝統芸能等に関して、新たな営みを生み出すとあるが、農業に関しては一過性の取組みしか示されていない印象があり、継続的なものも含め、様々なあり様があることを示した方がよい。

#### ○論点4「法制定以降に顕在化した景観課題への対応について」

- ・論点4のタイトルを「景観マネジメントにおける様々な課題」などとすると、もう少し記載できる内容があるのではないか。
- ・「社会経済状況の変化を踏まえつつ」とあるが、経済が重要な時期は景観をないがしろにしても良いと誤解されないよう、書き方を工夫してほしい。
- ・エネルギー施設に関して、風力発電施設についても触れてほしい。
- ・地方では再生可能エネルギーの立場が強く、景観の立場が弱い状況にある。景観も重要な公益であることを、事例も踏まえつつ示せないか。
- ・風力発電施設の減価償却期間はおよそ17年と意外と短いようだ。景観に影響を与えるそのような大規模施設に対して、将来の更新に向けてあらかじめ景観計画を見直す等の対応ができるのではないか。そのような自治体に対して、後押しができないか。
- ・公益について、景観とそれ以外という二項対立的に記載しない方がよい。
- ・携帯電話の中継アンテナや太陽光発電施設、屋外広告物の問題は、法制定以降に顕在化した問題ではなく、当時から問題となっていた。
- ・公共土木工事に関して、景観重要公共施設の指定をする際、都道府県の協力を得にくいことがある。
- ・景観重要公共施設だけでなく、公共土木工事そのものに景観の視点が重要であることを示してほしい。

以上